

お知らせ



## 令和5年度介護保険料の 決定通知書を送付します

介護保険料決定通知書を送付！

図 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

市町村民税や世帯の状況等によって決定した令和5年度の介護保険料の決定通知書を7月下旬に送付します。所得段階別の介護保険料は、広域連合のホームページ等をご参照ください。

特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。皆様から納付された保険料で運営される介護保険制度についてご理解とご協力をお願いします。

### 【介護保険料納付の方法】

○年金天引きで納付している人

今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き（仮徴収）した保険料を差し引いた金額を、10・12・令和6年2月に年金天引き（本徴収）で納めます。

○納付書や口座振替で納付している人

8月～令和6年3月まで納めます。

※新たに65歳になった方、広域連合外の市町村から転入した方などの場合は、年金天引きの開始が半年～1年後となりますので、それまでは納付書や口座振替等で納付してください。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予を受けられる場合があります。

### コンビニ収納について

介護保険料は、コンビニでも納めることができます。

#### 【取り扱いコンビニエンスストア】

- セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ等
- 次のような場合、コンビニで納付できませんのでご注意ください
  - ・納期限を過ぎたもの
  - ・コンビニ用のバーコードが消されているもの
  - ・あるいは汚れたり破れたりしていて読めないもの
  - ・金額を手書きで訂正したもの

### 低所得者介護保険料軽減事業について

低所得者の負担する介護保険料について、これまで所得段階が第1段階の方に対しては介護保険料を軽減していましたが、対象者を拡大し、軽減幅も拡大されています。詳しくは、送付される決定通知書をご覧ください。

【問合せ先】福岡県介護保険広域連合 総務課

収納管理係 ☎092・981・9071



注意  
二七電話による詐欺事件発生中!!!

二七電話詐欺に注意しましょう。還付金を含め、保険料に関して電話などでお知らせしたり、ATM操作をお願いするものではありません。

お知らせ



## 後期高齢者医療制度 限度額適用認定証などが 8月に更新されます

後期高齢者医療制度

図 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

現在使用中の限度額適用認定証（橙色）や限度額適用・標準負担額減額認定証（白色）の有効期限は、令和5年7月31日です。

この認定証をすでにお持ちの方で、令和5年度も同じように認定証を発行できる条件の方には、8月1日から使用できる新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。

【限度額適用（標準負担額減額）認定証とは】医療機関に提示すると医療費が自己負担限度額までとなり、非課税世帯の方は入院時の食費・居住費の負担が減額されます。

【交付の対象】〈限度額適用認定証（橙色）〉…保険証記載の負担割合が3割で同一世帯の被保険者の課税所得が一定額未満の方。  
〈限度額適用・標準負担額減額認定証（白色）〉…世帯全員が住民税非課税の方。

【申請】新たに認定証の交付を希望する場合は、左記必要書類を持参のうえ、桂川町役場で申請をお願いします。

- 被保険者証など本人確認ができる書類
- マイナンバー（個人番号）が確認できる書類
- 住民税非課税証明書など収入額を証明するもの
- 領収書など入院日数が確認できるもの